	貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)の引受基準について	• 新旧対照表
新	IΕ	備考
貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)の引受基準について	貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)の引受基準について	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084	
沿革 令和4年6月 <u>17</u> 日 一部改正	沿革 令和4年6月8日 一部改正	
1 基本的引受基準	1 基本的引受基準	
(3) <u>日本貿易保険が定める</u> 「国別引受 <u>方針」(以下「国別引受方針」</u>	(3) 「 <mark>別表</mark> 国別引受 <u>基準</u> 」に適合しない貸付契約であって、保険	
<u>という。)</u> に適合しない貸付契約であって、保険契約の締結を希望	契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書	
する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契	を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結する	
約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。	こととする。	
なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条	なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条	
件を満たす貸付契約に限るものとする。	件を満たす貸付契約に限るものとする。	
ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りで	ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りで	
なく、内諾書を発行したものとみなすものとする。	なく、内諾書を発行したものとみなすものとする。	
① 契約金額が1億円未満のもの		
② 償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの	① 契約金額が1億円未満のもの	
③ 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するもの	② 償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの	
をいう。以下同じ。) から最終償還日までの期間 (以下「償還期	③ 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するもの	
間」という。) が1年以内のもの	をいう。以下同じ。)から最終償還日までの期間(以下「償還期	
	間」という。)が1年以内のもの	
2 国別引受制限	2 国別引受制限	
<u>この規程に別段の定めがある場合を除き、</u> 国別引受制限 <u>は、日本貿</u>	<u>償還国又は保証国により</u> 国別引受制限 <u>を</u> 次のとおりとする。なお、	
<u>易保険が国別引受方針として定める条件に基づき、</u> 次のとおりとする。	償還国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 償還国等の取扱	
なお、 日本貿易保険は、 国別引受方針をそのホームページにおいて	い」による。	
<u>対外的に周知するものとする。また、</u> 償還国及び保証国の取扱いに	(1) 引受停止国	
ついては、「別紙2 償還国等の取扱い」による。	<u>次の① - 1</u> 、 <u>① - 2、②</u> 又は <u>③に該当</u> する貸付契約は、特約書	

(1) 引受停止国

引受停止国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「引

第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申

込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに

受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国を償還国又は保証国とする貸付契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国が貸付金等の償還地又は保証地(償還地及び保証地については「別紙2 償還国等の取扱い」を準用)となる貸付契約についても同様とする。

(2) 特定制限国

- ① 特定制限国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「原 則引受停止」と記載のある国をいう。当該国を償還国(保証国 がある場合には当該保証国)とする貸付契約は、特約書第1条 の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込み がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに 任じない。ただし、保証国のうち「別紙3 第三国一流銀行」 に規定する銀行が保証する貸付契約を除く。
- ② ①にかかわらず、イラクが貸付金等の償還国又は保証国となる貸付契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約を締結することを希望する者からの申請により、日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。

(3) 条件付引受国

① 引受基準

条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国をいう。当該国が償還国(保証国がある場合には当該保証国)となる貸付契約のうち、国別引受方針(国別引受方針のうち『案件枠(億円)』とは、一件当た

任じない。

① - 1 次表に掲げる国が貸付金等の償還国又は保証国となる貸付契約

アフガニスタン	<u>イエメン</u>	北朝鮮	キューバ
シリア	ソマリア	<u>中央アフリカ共</u> 和国	ベネズエラ
<u>南スーダン共和</u> <u>国</u>	リビア		

- ① 2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア 自治州若しくはアブハジア自治共和国が貸付金等の償還地又 は保証地(償還地及び保証地については「別紙2 償還国等の 取扱い」を準用)となる貸付契約
- ② 次表に掲げる国が貸付金等の償還国(保証国がある場合には当該保証国)となる貸付契約(保証国のうち「別紙3 第三国一流銀行」に規定する銀行が保証する貸付契約を除く。)

エリトリア ハイチ

③ イラクが貸付金等の償還国又は保証国となる貸付契約 (保険 契約を締結することを希望する者からの申請により、日本貿易 保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。)

(2) 条件付引受国

引受基準

「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国が償還国(保証国がある場合には当該保証国)となる貸付契約のうち、同表 の基準に適合しない貸付契約にあっては特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申

りの貸付契約の金額の上限をいう。) に適合しない貸付契約に あっては特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込み を要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても 日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

ただし、貸付契約の保証国が償還国以外の国の場合にあって は、国別引受方針の基準は償還国に替えて保証国とする。 また、『その他条件』欄の条件は②のとおり取り扱う。

② 条件等

国別引受方針の『その他条件』欄に条件が記されている場合の 保険契約は、当該記載内容を適用する(なお、公的輸出信用と持 続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約につ いては、1(10)のとおりとする。)。

③ 西岸・ガザ (パレスチナ自治区) 向け貸付契約は、保険契約 この改正は、令和4年6月15日から実施する。 の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の 内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」

附 則〔抄〕

(削除)

附 則〔令和4年6月17日〕

この改正は、令和4年7月1日から実施する。

込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責 めに任じない。

ただし、貸付契約の保証国が償還国以外の国の場合にあって は、「別表 国別引受基準」の基準は償還国に替えて保証国とす

また、『その他の条件』欄の条件は②のとおり取り扱う。

② 条件等

「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記さ れている場合の保険契約は、当該条件を適用する。

附 則〔抄〕

附 則〔令和4年6月8日〕

「別表]

国別引受基準

国	団々	契約等の金額の上	償還期間の上	その他の	
ュート	<u>国名</u>	限 (億円)	限 (年)	<u>条件</u>	
<u>503</u>	アルジェリア		<u>1</u>		
<u>413</u>	アルゼンチン	1	<u>0.5</u>		
380	アルバ (蘭)	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>229</u>	アルバニア		<u>1</u>		

<u>151</u>	アルメニア	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>535</u>	アンゴラ	<u>20</u>	<u>1</u>	
331	アンティグア・バーブーダ	<u>5</u>	<u>1</u>	
133	<u>イラン</u>	<u>5</u>	1 注	1
<u>542</u>	<u>ウガンダ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	
238	ウクライナ	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>152</u>	ウズベキスタン		<u>1</u>	
406	エクアドル	<u>20</u>	<u>1</u>	
506	エジプト		<u>1</u>	
556	エスワティニ	<u>10</u>	<u>1</u>	
<u>538</u>	エチオピア	<u>1</u>	<u>0. 5</u>	
309	エルサルバドル	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>141</u>	オマーン		<u>1</u>	
517	ガーナ	<u>20</u>	<u>1</u>	
522	カーボベルデ	<u>10</u>	<u>1</u>	
403	ガイアナ	<u>10</u>	<u>1</u>	
153	カザフスタン		<u>1</u>	
531	ガボン	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>527</u>	カメルーン	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>511</u>	ガンビア	<u>5</u>	<u>1</u>	
120	カンボジア	<u>20</u>	<u>1</u>	
244	北マケドニア		<u>1</u>	
<u>513</u>	ギニア	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>512</u>	ギニアビサウ	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>381</u>	キュラソー (蘭)		<u>1</u>	
<u>230</u>	ギリシャ		<u>1</u>	
<u>615</u>	キリバス	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>154</u>	キルギス	<u>5</u>	<u>1</u>	
		·		

<u>607</u>	<u>クック諸島</u>		<u>1</u>	
329	グレナダ	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
<u>541</u>	ケニア	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>516</u>	コートジボワール		<u>1</u>	
248	コソボ	<u>10</u>	<u>1</u>	
558	コモロ	<u>5</u>	<u>1</u>	
532	コンゴ共和国	<u>1</u>	0.5	
533	コンゴ民主共和国	<u>1</u>	0.5	
610	サモア独立国	<u>5</u>	<u>1</u>	
536	サントメ・プリンシペ	<u>5</u>	<u>1</u>	
554	ザンビア	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
514	シエラレオネ	<u>5</u>	<u>1</u>	
539	ジブチ	<u>5</u>	<u>1</u>	
316	ジャマイカ	<u>20</u>	<u>1</u>	
	ジョージア(南オセチア自治			
<u>157</u>	州・アブハジア自治共和国を	<u>20</u>	<u>1</u>	
	<u>除く)</u>			
<u>549</u>	ジンバブエ	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
507	スーダン	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
404	スリナム	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>125</u>	スリランカ	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
150	西岸・ガザ(パレスチナ自治	L	1	¥ 0
<u>158</u>	<u>X</u>)	<u>5</u>	<u>1</u>	注2
<u>544</u>	セーシェル	<u>10</u>	<u>1</u>	
530	赤道ギニア	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>510</u>	セネガル		<u>1</u>	
335	セントクリストファー・ネーヒ、ス	<u>10</u>	<u>1</u>	
336	セントヒ゛ンセント・ク゛レナテ゛ィーン諸島	<u>10</u>	<u>1</u>	

<u>330</u>	セントルシア	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>613</u>	ソロモン	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>155</u>	タジキスタン	<u>5</u>	<u>1</u>	
543	タンザニア	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>528</u>	チャド	<u>5</u>	<u>1</u>	
504	チュニジア	<u>20</u>	<u>1</u>	
	ツバル	<u>5</u>	<u>1</u>	
518	トーゴ	<u>10</u>	<u>1</u>	
333	ドミニカ	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>156</u>	トルクメニスタン	<u>5</u>	<u>1</u>	
234	トルコ		<u>1</u>	
614	トンガ	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>524</u>	ナイジェリア	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>550</u>	ナミビア	<u>20</u>	<u>1</u>	
609	ニウェ島 (ニュージ・ーラント・)		<u>1</u>	
310	<u>ニカラグア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	
525	ニジェール	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>131</u>	ネパール	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>135</u>	バーレーン	<u>20</u>	<u>1</u>	
<u>124</u>	パキスタン	<u>5</u>	<u>1</u>	
611	バヌアツ	<u>5</u>	<u>1</u>	
602	パプアニューギニア	<u>20</u>	<u>1</u>	
	パラグアイ		<u>1</u>	
319	バルバドス	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
<u>127</u>	バングラデシュ		<u>1</u>	
<u>128</u>	東ティモール	<u>10</u>	<u>1</u>	
	フィジー		<u>1</u>	
	プエルトリコ (米)		<u>1</u>	
ĮL.	1			

	<u>ブータン</u>	10	<u>1</u>	
410			<u> </u>	
	ブラジル		<u>1</u>	
<u>521</u>	ブルキナファソ	<u>5</u>	<u>1</u>	
	ブルンジ	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
621	米領サモア		<u>1</u>	
<u>519</u>	ベナン	<u>20</u>	<u>1</u>	
239	ベラルーシ	<u>5</u>	<u>1</u>	
308	ベリーズ	<u>5</u>	<u>1</u>	
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	<u>5</u>	<u>1</u>	
408	ボリビア	<u>20</u>	<u>1</u>	
307	ホンジュラス		<u>1</u>	
625	マーシャル諸島	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>546</u>	マダガスカル	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>553</u>	マラウイ	<u>5</u>	<u>1</u>	
<u>520</u>		<u>5</u>	<u>1</u>	
626	ミクロネシア	<u>5</u>	<u>1</u>	
122	ミャンマー	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
509	モーリタニア	<u>5</u>	<u>1</u>	
545	モザンビーク	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
126	モルディブ	<u>5</u>	<u>1</u>	
240	モルドバ	<u>5</u>	<u>1</u>	
107	モンゴル	<u>5</u>	<u>1</u>	
247	モンテネグロ	<u>5</u>	<u>1</u>	
144	ヨルダン		<u>1</u>	
121	ラオス	<u>5</u>	<u>1</u>	
	リベリア	<u>5</u>	<u>1</u>	
	ルワンダ	<u>10</u>	<u>1</u>	
<u>552</u>	レソト	<u>10</u>	<u>1</u>	

	146 レバノン 224 ロシア ※「契約等の金額の上限」: 一件当為	<u>1</u> <u>5</u> こりの貸付契約の金	0.5 1 注1 注 額の上限	
(削除)	注1:貸付契約における償還国又は 込時において、貸付契約につ 扱いが可能であることが確認 結するものとする。	いて取引銀行によ	る資金決済の取	
	注2:西岸・ガザ (パレスチナ自治区 結に際し、保険証券に次の特 「株式会社日本貿易保険は、 内乱による損失については、	<u>約を記載する。</u> 戦争、革命又はテ	ロ行為その他の	